

委員会 報告

今定例会に提案された議案の審査のため開催された常任委員会における審査の経過と結果を報告します。

総務常任委員会

●工事請負契約の変更契約の締結について

○熊本宇城フットボールセンター（仮称）整備工事について

「最初から、こういう施設を造れば、豪雨時には水が溜まるということとは分かっているはず。わざわざ地面を掘り下げなくても、調整池のスペースを他に造っておけば、原型の設計のままでもできたのではないかという気がする。なぜ設計の段階でそこまで考えなかったのか。どういうことでこのようになったのか」との質疑に対し、「都市

計画法に基づく開発行為に当たるか当たらないかの分かれ目で、施設の整備方法が変わってくる。当初この施設については、元益南グラウンドをそのままグラウンドとして使うのであるから、開発行為の申請許可は必要ないであろうという判断を、熊本県との事前協議した中では受けていた。しかし、建築確認など整備にあたっての協議を進める中で、土地区画形質の変更にあたり、都市計画法という開発行為の許可申請が必要であるという明確な判断を9月に熊本県が示したことにより、変更に至った」との答弁があった。



整備が進む
熊本宇城フットボールセンター（仮称）

●平成20年度宇城市一般会計補正予算（第3号）

「寄附金の中で、ふるさと納税が始まったが、状況はどのようになっていくか」との質疑に対し、「宇城市に寄付金が入金されているのが、9件で29万円である。また熊本県を経由して納入されるものも2件あるが、入金については年度末に一括納入のため予算計上には至っていない」との答弁があった。さらに「ふるさと納税の寄付金を集めるためにどのような努力を行っているか」との質疑に対し、「市民には要綱及び申込書を広報紙に折り込んで周知をしております、東京宇城市会の役員にはすでにお願いをしている。今後はこの会員にも広報紙の配布と合わせて同様のお願いを行う。また、市のホームページにも掲載している」との答弁があった。

建設経済常任委員会

●平成20年度宇城市一般会計補正予算（第3号）

○道路維持費の市道補修工事費について

「緊急を要するところを主に実施するとの説明を受けたが、市道の至るところでかなり破損している箇所が目につく。補修は地域からの要望に従い順次進めているのか、それとも担当課で計画を立て進めているのか」との質疑に対して、「今回の補正は、年度当初、各地区からの要望を取ったのちに新たに出された分の工事費である。現場に足を運び、危険性を重視し、施工するかどうかを判断している」との答弁であった。

これを受け、「財政状況が厳しい中、大変だと思う。市全体を見渡し、計画的に進めるところは順次進めてもらいたい」との意見があった。

また、「舗装の痛んで

いる箇所が非常に多い。例えば、計画距離が1kmとしても、残念ながら、年に数十mしか工事が進まない箇所もある。計画の半分程度は進まないという顔作りだけに見える。財政当局との折衝で予算を確保し、執行すべきである」との意見があった。



補修工事中の市道

●平成20年度宇城市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○松橋不知火特定環境保全公共下水道建設改良費、工事請負費について
「社会実験による減額と聞いたが、その内容は何か」との質疑に対し、「今年度から進めている不知火町長崎地区の特定環境整備事業で、事業費

の減額を図る目的としてクイックプロジェクトという社会実験に入っている。これは曲管を使い、マンホールの数減らすことにより、工事の進捗を早めることに加え、経費削減につながるというものであり、実験的に取り組んでいる」との答弁であった。

○児童措置費について
「放課後児童健全育成事業補助金46万5千円の減額の理由は何か」との質疑に対し、「学童保育の制度は、保護者からの負担50%、補助金50%となっているが、保護者の負担が極端に少ない場合は、今年度からその差額を補助金で減額することとなったため、今回、6学童分を減額補正したものである」との答弁であった。

民生常任委員会

●平成20年度宇城市一般会計補正予算（第3号）

○児童手当費について

「扶助費を4つに分けて計上しているのは何故か」との質疑に対して、「特定財源の内訳が違っているので、制度ごとに区分している。被用者は厚生年金等の加入者、非被用者は国民健康保険加入者である。本来、児童手当は3歳までを基準としているが、特例で12歳までとしているため、被用者、非被用者を、被用者小学修了前特例給付、非被用

者小学修了前特例給付として制度上分けて計上している」との答弁であった。

○児童措置費について

「放課後児童健全育成事業補助金46万5千円の減額の理由は何か」との質疑に対し、「学童保育の制度は、保護者からの負担50%、補助金50%となっているが、保護者の負担が極端に少ない場合は、今年度からその差額を補助金で減額することとなったため、今回、6学童分を減額補正したものである」との答弁であった。

○予防費について

「嘱託医報酬109万8千円の減額の理由は何か」との質疑に対し、「日本脳炎接種に伴う嘱託医報酬として、当初予算を計上していた。しかし、現状のワクチンでは副反応等が出る恐れがあり、現在、ワクチンを開発中で、厚生労働省から、予防接種勧奨抑制の方針が

出た。本人が自ら希望しない限りは、接種は差し控えるということで減額したものである」との答弁であった。

●平成20年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○保険給付費について

「出産育児一時金補助金99万円について」の説明を求めたところ、「今回、追加提案で条例をあげているが、通常分娩で、重度脳性まひの赤ちゃんが生まれた場合の補償制度ができた。その制度の掛け金として、一人当たり3万円程度を国保が負担するということで、1月から3月までの33人分を計上している」との説明であった。



母子手帳（左上）と鍼灸券（右下）

文教常任委員会

●宇城市立ふれあいスポーツセンター条例の制定について

○はり・灸・按摩マッサージ指圧補助金について
「全体に対しての補助は出来ないのか」との意見に対し、「利用価値や利用者が多ければ、今後、前向きに検討していきたい」との答弁であった。

「経過措置に『当分の間』とあるが、あいまいではないか」との指摘があり、「指定管理者に委託をした場合は、受託者と協議し、料金を徴収する予定である。しかし、委託がいつになるか見込めないため、『当分の間』としている」との答弁があった。次に、「サッカーアカデミーの生徒達が使用するようになるが、その料金や使用時間はどうか」との質疑に対し、「市民同様、この条例に基づいて使用申請を

し、利用していただく。また、住所地は市内ということになるので、市内料金となる」との答弁があった。



●平成20年度宇城市一般会計補正予算（第3号）

○使用料及び手数料の教育使用料について

自動販売機設置使用料に関連し、「自動販売機は、いろいろな団体等があると思うが、どこが管理しているのか」との質疑に対し、「三角B&G海洋センターの場合は、母子会と環境保全隊が管理している」との答弁があった。